私たちは市民に身近で信頼される開かれた議会づくりを進め、

次世代に残したいホワイトな湯沢市議会実現のために行動します！

専門性、多様性、包摂性、働きがい、働きやすさなどを備えた、持続可能でホワイトな湯沢市議会(※1)を実現するための行動指針を定めました。湯沢市議会は、この指針に従い行動します。
なお、この行動指針の内容は、実行しながら改善を繰り返し取り組みます。

湯沢市議会行動指針
ホワイトコード

1　議員は、年間少なくとも 10 時間以上を、議長により認められた研修に充てるものとする。

2　委員会は、各定例会の常任委員会及び予算決算分科会の会議ごとに「会議の貢献度評価」を行い、協議により委員１人以上を選定のうえ、最終日の全員協議会の場で理由を付して報告する。

3　議員は、議場外における自らの議会、その議員、その事務局に関する発言や行動について、常に議事機関の構成員であることに配意し、自らと議会の品位保持に努める。

4　議会の会議、打ち合わせ等協議は、原則として金曜日には充てないものとする。

5　新規又は追加提案される議会活動及び現に行われている議会活動について、議会事務の統括者である議長は、適正な業務量を維持するため、随時に議会運営委員会へ諮問したうえで、開始、縮小又は廃止を決定する。

具体的な取組
・議員専門セミナー研修や、財政・EBPM(※2)・政策立案等の研修を受講し、議員の資質向上と研鑽に努めます。

具体的な取組
・委員会における議員間討議を充実し、市民のための政策提言につなげます。
・委員会の会議ごとに振り返りを行い、知見の蓄積と改善に努めます。

具体的な取組
・コンプライアンスに関する研修や事例検証を行い、品位保持に努めます。

具体的な取組
・議会の働き方改革を進め、ホワイトな環境をつくります。
・委員会の会議において、活動等の業務量について適宜話し合いを行い、必要に応じて議長へ報告します。

改　善

市民に身近で信頼される開かれた議会



※1　ホワイトな湯沢市議会とは、次世代に残したい議会のあり方を表現したもので、ワーク・ライフ・バランスの充実やダイバーシティの推進などの面で優れ、さまざまな背景を持つ従業員が共に働きやすい職場環境と従業員の健康や人材育成の制度が整っており、従業員の満足度や企業の生産性の向上につながっている企業、いわゆるホワイト企業を参考にしています。

※2 Evidence-Based Policy Makingの略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること。